

○尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例

昭和30年3月31日

条例第7号

改正	昭和30年12月21日条例第27号	昭和31年8月1日条例第9号
	昭和38年10月19日条例第32号	昭和44年3月29日条例第17号
	昭和46年3月26日条例第14号	昭和48年3月31日条例第24号
	昭和51年3月31日条例第27号	昭和53年2月20日条例第13号
	昭和55年3月31日条例第28号	昭和58年3月31日条例第20号
	昭和60年3月15日条例第18号	昭和61年3月28日条例第18号
	平成元年3月31日条例第23号	平成4年3月31日条例第21号
	平成9年12月24日条例第45号	平成18年3月28日条例第32号
	平成19年12月25日条例第59号	平成20年3月5日条例第9号
	平成24年3月28日条例第31号	平成29年12月26日条例第36号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の規定に基づき、本市が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに法第92条第1項の規定により本市が管理する不用物件の使用について必要な事項を定めるものとする。

(昭31条例9・一部改正、昭46条例14・全改)

(占用料)

第2条 市長が道路の占用を許可したときは、別表に定める占用料の額を徴収する。

2 次の各号の一に該当する場合は、前項に規定する占用料の倍額まで増額することができる。

- (1) 道路の占用が直接営利を目的とするものであるとき。
- (2) 道路無断占用中のものを追認したとき。
- (3) 前各号との均衡上その他特別の事由あるとき。

(昭38条例32・一部改正)

(占用料の減免)

第3条 市長は、道路の占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、道路の占用の許可を受けた者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために道路を占用するとき。
- (2) 常時一般通行の用に供するため道路施設の^{のり}法敷、路端及び側溝等を占用するとき。
- (3) 電気、上水道、工業用水道の私有の引込管を埋設するために道路を占用するとき。
- (4) 地先から雨水又は汚水を溝渠^{きよ}に排出する排水管を埋設するために道路を占用するとき。ただし、工業汚水はこの限りでない。
- (5) 恒例による縁日、祭典、年の市等又は公共団体の行事のために臨時に道路を占用するとき。

- (6) 公益上の必要により、道路標識、防犯灯等を添加した電柱を設置するために道路を占有するとき。
- (7) 電波障害によるテレビジョンの共同アンテナ架空線を設けるために道路を占有するとき。
- (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設けるために道路を占有するとき。
- (9) 前各号との均衡上、その他市長が特別の事由があると認めるとき。
(昭44条例17・昭46条例14・昭48条例24・昭60条例18・一部改正)

(占有料の計算)

第4条 占有料の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 占有面積1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。
- (2) 占有延長1メートル未満の端数は、1メートルとして計算する。
- (3) 年額によるものであって占有期間が、1年未満のものは、年額の月割で計算する。
- (4) 占有期間1月未満のものは、1月として計算する。
- (5) 広告板の面積が占有面積より広いときの占有料は、広告板の面積により計算する。
- (6) 占有料の総額が100円未満のときは、これを100円に切り上げる。

(占有料の徴収方法)

第5条 占有料は、占有許可の際にその全額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占有期間が1年以上で2会計年度以上にわたるものに係る占有料は、初年度分は占有許可の際に、翌年度以後の分は毎年度次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに徴収する。ただし、翌年度以後の分について、1会計年度において徴収すべき占有料の額が10,000円以下である場合は、毎年度第1号に定める日までにその全額を徴収する。

- (1) 前期(4月1日から9月30日まで)における占有期間分 5月31日
- (2) 後期(10月1日から翌年3月31日まで)における占有期間分 11月30日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に占有料の納期を定めることができる。

(昭44条例17・全改、平29条例36・一部改正)

(占有料の還付)

第6条 既納の占有料は、還付しない。ただし、道路の占有許可を変更したことにより過納となったとき、その他市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(道路予定地の占有料等)

第7条 法第91条の規定による道路予定地の占有料等に関しては、この条例の規程を準用する。

(昭46条例14・一部改正)

(不用物件の使用許可等)

第8条 不用物件に工作物、物件又は施設を設け、不用物件を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の不用物件の使用の許可の手続については、占有の許可手続の規程を準用する。

3 第1項の不用物件の使用の許可を受けた者については、第2条及び第4条から第6条までの規定を準用する。

(昭46条例14・追加)

(施行の細目)

第9条 この条例について必要な事項は、市長が定める。

(昭46条例14・一部改正)

付 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。ただし、別に報償契約の締結があるものの占有料については、当該契約期間内は適用しない。

付 則(昭和30年12月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年10月1日より適用する。

付 則(昭和31年8月1日条例第9号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定は、この条例施行後督促状を発する分
から適用する。
- 3 尼崎市道路占用料徴収条例(昭和30年尼崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則(昭和38年10月19日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和38年11月15日から施行する。
(尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例の一部改正)
- 2 尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例(昭和11年尼崎市条例第16
号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(尼崎市都市公園条例の一部改正)
- 3 尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(尼崎市下水道条例の一部改正)
- 4 尼崎市下水道条例(昭和35年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則(昭和44年3月29日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の尼崎市道路占用料徴収条例(以下「改正前の条例」という。)の
規定に基づいてこの条例の施行の日以後の期間について許可を受け道路を占用するも
のこの条例の施行の日の前日までの期間に係る占用料については、なお従前の例によ
る。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用
に係る占用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料徴収条例
の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和46年3月26日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
(尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例の一部改正)
- 2 尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例(昭和11年尼崎市条例第16
号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(尼崎市下水道条例の一部改正)
- 3 尼崎市下水道条例(昭和35年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則(昭和48年3月31日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条
例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料を納付している者
は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占
用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和51年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく当該占用期間に係る占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和53年2月20日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和55年3月31日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和58年3月31日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和60年3月15日条例第18号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月28日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成元年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成9年12月24日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成18年3月28日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成19年3月31日までの間における占用に対するこの条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定の適用については、同表中「3,624円」とあるのは「3,462円」と、「1,824円」とあるのは「1,752円」と、「1,212円」とあるのは「1,146円」と、「1,236円」とあるのは「1,188円」と、「252円」とあるのは「240円」と、「504円」とあるのは「474円」と、「2,472円」とあるのは「2,346円」と、「744円」とあるのは「708円」と、「996円」とあるのは「942円」と、「1,488円」とあるのは「1,434円」と、「1,980円」とあるのは「1,890円」と、「2,220円」とあるのは「2,130円」と、「2,712円」とあるのは「2,586円」とする。

3 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいて施行日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく占用料(改正後の条例別表に掲げる占用物件のうち前項の規定による占用料の読替えの対象となるものによる施行日以後の占用に係る占用料を納付している者にあつては、同項の規定による読替え後の改正後の条例(以下「読替え後の条例」という。)の規定に基づく占用料)を納付したものとみなす。

4 平成19年3月31日までに読替え後の条例の規定に基づいて同年4月1日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成19年12月25日条例第59号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成20年3月5日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成29年12月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第15項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

別表

(昭30条例27・一部改正、昭38条例32・昭44条例17・昭48条例24・昭51条例27・昭53条例13・昭55条例28・昭58条例20・全改、昭60条例18・一部改正、昭61条例18・平元条例23・平4条例21・平9条例45・全改、平18条例32・平19条例59・平20条例9・一部改正、平24条例31・全改、平29条例36・一部改正)

占用物件		占用料	
		単位	金額
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	4,644円
	電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線		2,412円
	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)		1,044円
	その他のもの		4,644円以内でその都度市長が定める額
2 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,164円
3 郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,548円
4 上空又は地下に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	24円
5 変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	1,692円
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,548円
6 架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		156円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		312円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		468円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		624円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,092円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,548円
	外径が1メートル以上のもの		3,096円
7 地下埋設物		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき120円

	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	き1年	156円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		312円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		468円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		624円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,092円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,548円	
	外径が1メートル以上のもの		3,096円	
8	マンホールその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円	
9	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円	
10	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	129円	
11	アーケードその他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	168円	
12	地下室、地下街その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,904円	
13	渡り廊下その他上空又は地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	2,904円	
14	露店、商品置場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	536円	
15	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	4,452円	
16	広告看板類	電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1枚につき1月	
				電柱等既設占用物件に添加のもの
		突出し看板及び官公署の宣伝併用の看板	表示面積1平方メートルにつき1月	176円
		その他の広告看板類(アーチであるものを除く。)		356円
17	広告塔	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル未満のもの	1基につき1月	3,215円
		その他のもの		6,430円
18	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円	
19	標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,244円
		その他のもの	1本につき1月	287円
20	アーチ	上空のみ占用のもの	1基につき1月	1,206円
		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの		2,412円

	柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの		3,858円
21 工事用施設	路上の板囲い、足場又は工事用材料置場	占有面積1平方メートルにつき1月	536円
	上空に設ける足場又は養生棚		242円
22 その他のもの		占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	536円以内でその都度市長が定める額